

# 秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例案について

県民生活課

## 1 改正理由

消費者の消費生活における被害の防止及びその安全の確保を図るため、秋田県消費生活相談臨時対策基金の設置期限を延長する必要がある。

## 2 改正内容

秋田県消費生活相談臨時対策基金の設置期限を平成26年3月31日（現行平成25年3月31日）に延長することとする。（附則第2項関係）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

## 【参 考】

- 消費生活相談臨時対策基金は、平成20年度に、消費生活相談体制強化等のため、国の「地方消費者行政活性化交付金」を原資として設置したものであり、平成24年度までの事業実績は、次のとおりである。

### 主な事業実績

- ・ 県及び市町村消費生活相談員の雇用（20年度末22人→24年度末35人）
- ・ 県生活センター北部・南部消費生活相談室の設置（23年4月1日）
- ・ 市町村消費生活センター設置による機能強化（20年度末1市→24年度末3市）

### 秋田県消費生活相談臨時対策基金の推移 （単位：千円）

区 分	積立額累計	取崩額累計	年度末残高	備 考
20年度	135,579	—	135,579	
21年度	146,978 (11,399)	44,343	102,635	
22年度	165,173 (18,195)	88,940 (44,597)	76,233	「住民生活に光をそそぐ交付金」を積み増し
23年度	165,185 (12)	127,997 (39,057)	37,188	
24年度	171,533 (6,348)	171,533 (43,536)	0	実績見込み
計	171,533	171,533	0	
2月補正予算	54,602	—	54,602	

- ※1 （ ）は、当該年度積立額、取崩額分である。
- 2 積立額累計は、運用益含む。

- 国の緊急経済対策に伴い、平成24年度補正予算案に「地方消費者行政活性化交付金」が計上されたことから、県では、今回、条例改正とともに基金を積み増しするものであり、具体的な事業については、平成25年第1回定例会6月議会に補正予算案を提出することとしている。